

各 位

## 令和2年度以降の本学における授業料免除の実施方針について

令和2年2月 一橋大学

令和2年4月より学部学生対象の「高等教育の修学支援新制度」（給付型奨学金と授業料免除、以下「新制度」）が国により実施されます。それに伴い、従来国により国立大学に配分されてきた授業料免除予算のうち学部学生分は廃止されます。ただし、令和元年度以前入学の学部学生については、経過措置として授業料免除予算が国から配分されます。

以上をふまえ、本学の学生の授業料免除の実施方針については以下のとおりとします。

1. 令和2年度以降入学の学部学生については、「新制度」対象者には「新制度」と本学独自の支援を合わせて授業料免除を行います。また、「新制度」対象外の者には一橋大学基金を用いて別途本学独自の経済支援を行います（詳細決定次第公表）。
2. 令和元年度以前入学の学部学生については、「新制度」による授業料免除に加え、国から配分された金額に応じて現行の制度による授業料免除を行います。2制度は併願可能とし、併願の場合は学生により有利な判定を採用するものとします。
3. 大学院学生については、国から配分された金額に応じて現行の制度による授業料免除を行います。